

松伏町統計調査協力員を募集します

問合せ：総務課 秘書広報担当 ☎ 991-1898

町では、国や県が行う様々な統計調査に、継続して従事していただく方を募集します。お申し込みいただいた方は、町の統計調査協力員として登録され、統計調査が実施されるごとに統計調査員として従事していただくこととなります。

統計は、明るい未来を創造する貴重な資料となります。皆さん、ぜひお申し込みください。

- 統計調査**/統計法に基づく調査が、1年に2～3種類あり、調査結果は、国や地方の行政施策を企画・立案する上での、重要な資料として利用されています。
- 応募資格**/①年齢20歳以上75歳未満の方②統計調査員として、その任務が完全に遂行できる方③求めに応じて積極的に各種統計調査に従事でき、かつ、健康である方④選挙関係者及び税務、警察に直接関係のない方
- 調査員の身分**/調査期間中は、非常勤の公務員となり、調査の種類、受け持ち件数に応じて、報酬が支払われます。
- 主な仕事**/①調査員説明会への出席②調査対象となる世帯・事業所を訪問して、調査内容を説明し、調査票の配布・回収③回収した調査票の点検・整理④指定された期日に調査票を町へ提出
- 申込み**/平成28年3月25日(金)までに総務課秘書広報担当へ。

償却資産(固定資産税対象物件)の申告時期です

問合せ：税務課 資産税担当 ☎ 991-1831

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産※についても課税の対象としています。

法人事業者や個人事業者で償却資産を所有している方は、平成28年1月1日現在の資産状況について2月1日(月)までに申告してください(郵送可)。平成27年度の償却資産課税台帳に登録されている方には、12月中旬に申告用紙を送付します。申告用紙が届かない場合は、ご連絡ください。

- 申告期間**/平成28年1月4日(月)～2月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く)
- 申告場所**/税務課資産税担当

※償却資産とは…会社や自営業者、アパート経営者が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品などが該当します(例：自転車置き場、アスファルト舗装、照明、看板、冷蔵庫、エアコン、医療機器など)。ただし、土地、家屋、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象に含みません。

資源ごみの集団回収にご協力ください

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1839

自治会・PTAなどの登録された団体が地域活動の一環として、資源ごみの集団回収を行う場合、町ではその活動を支援するため、回収量に応じた補助を行なっています。また、ごみの減量化・資源化の効果も非常に高い活動です。団体の登録、またその活動への町民の皆さんのご協力をお願いします。

資源回収奨励補助金の概要

- 対象**/15世帯以上で構成し、年4回以上実施できる、営利を目的としない団体(事前に登録が必要です。)
- 対象品目**/新聞、雑誌・ざつ紙、段ボール、紙パック、古繊維、アルミ缶、空きビン
- 補助金額**/回収量1kgにつき5円
- 補助金の申請方法**
 - ①対象品目を集めて再生業者へ引渡し、計量票を受け取る。
 - ②申請書に計量票を添付して環境経済課へ提出する。

